



発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…三
 - 都道（首都高速道路）の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…四
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…七

告示

●東京都告示第八百四十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月十六日

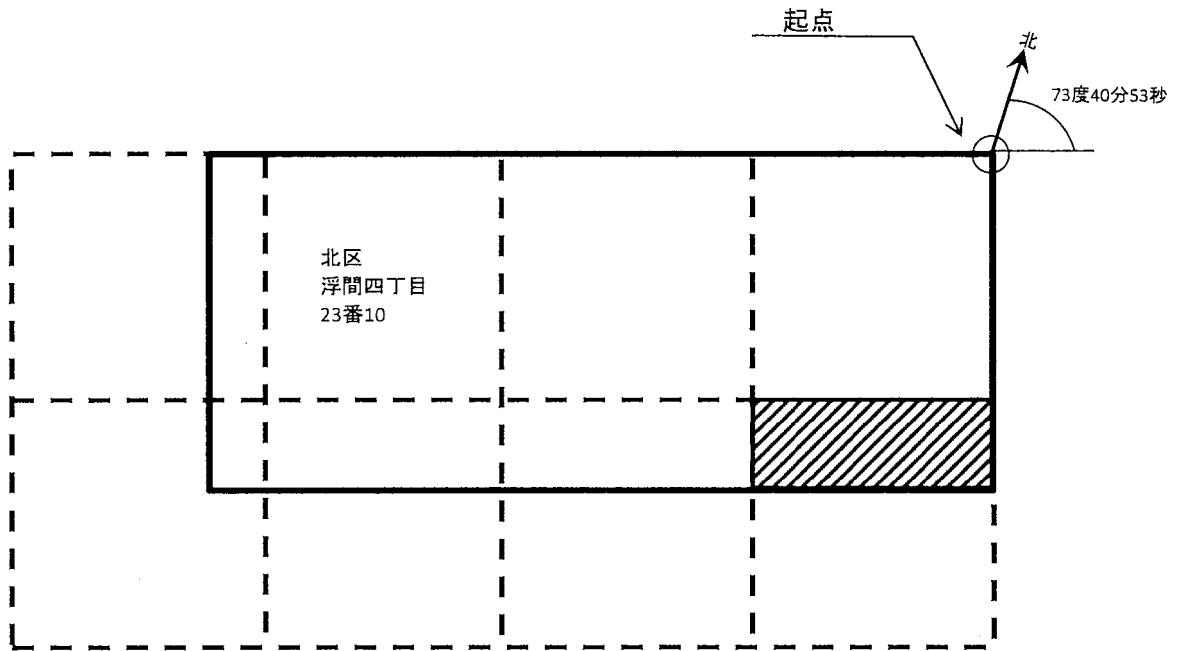
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
- - - 単位区画

【起点】

起点は、北区浮間四丁目23番10の最北端とする。

【格子の回転角度(73度40分53秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十六号

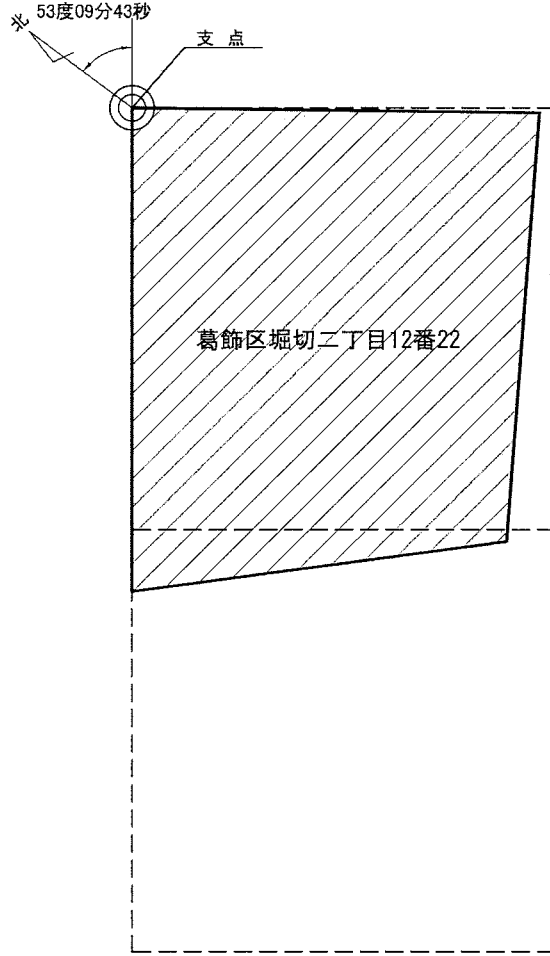
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（葛飾区堀切二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【支 点】
 支点は、葛飾区堀切二丁目12番22の最北端とする。

【格子の回転角度 (53度09分43秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- : 敷地境界
- - - : 単位区画
- ▨ : 要措置区域

●東京都告示第八百四十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第二百八十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

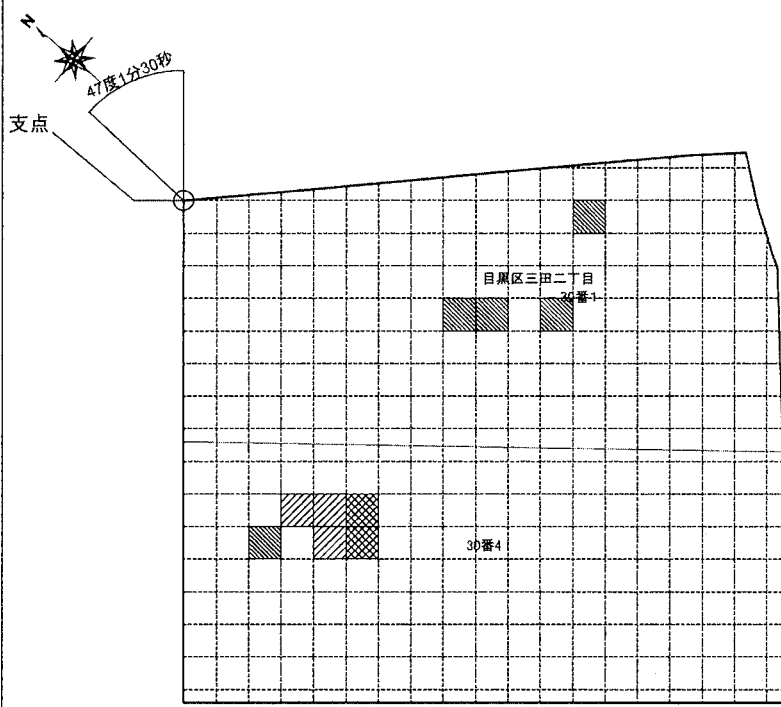
一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区三田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】
- : 10m単位区画
 - : 筆境界
 - : 敷地境界
 - ☒: 指定を解除する区域
 - ▨: 形質変更所要届出区域 (平成30年東京都告示第42号により指定した区域)
 - ▩: 形質変更所要届出区域 (平成30年東京都告示第280号により指定した区域)

【支点】

支点は、目黒区三田二丁目30番1の最北端とする。

【格子の回転角度(47度1分30秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年六月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十六日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 首都高速一号

二 供用開始の区間 品川区東品川三丁目十九番三地先から同区東大井一丁目二百五十六番一地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 令和二年六月十六日

別図

都道首都高速一号线供用開始略図

品川区東品川三丁目、東大井一丁目

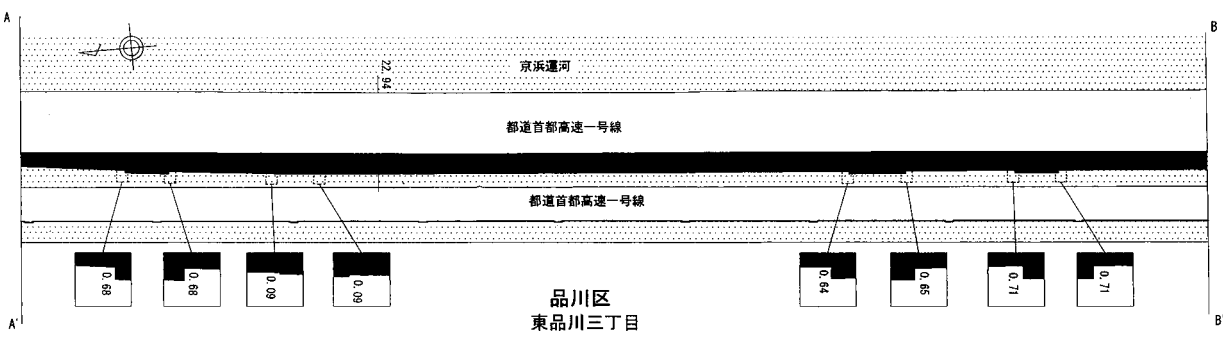
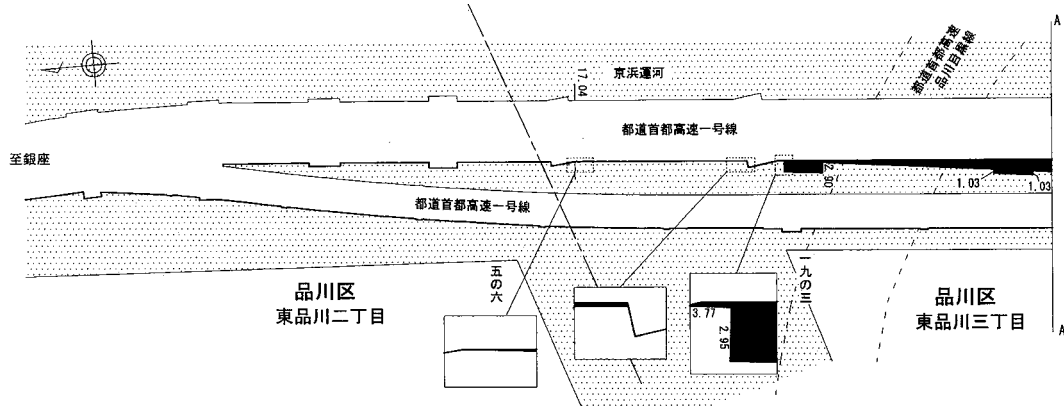
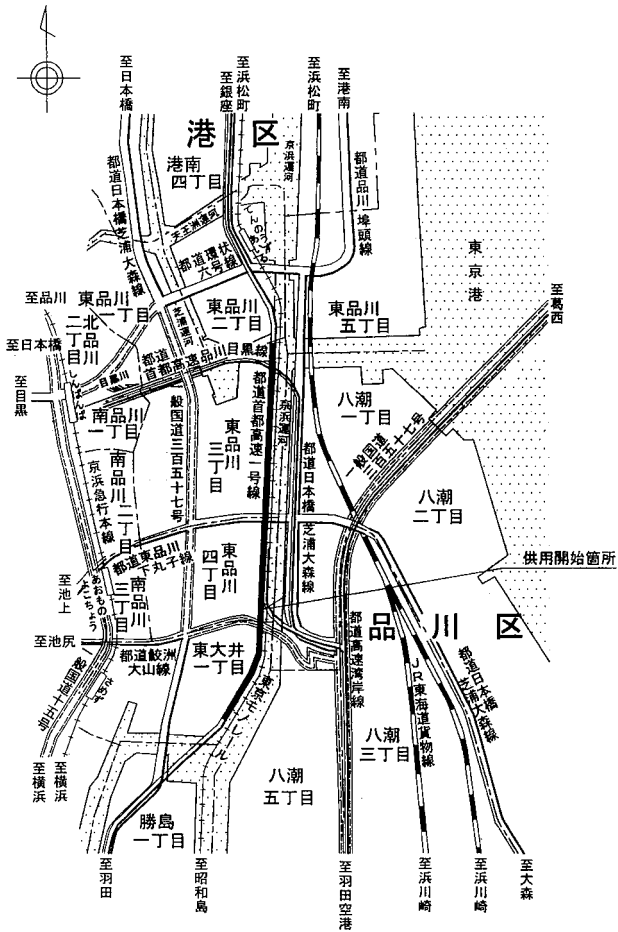
供用開始区域

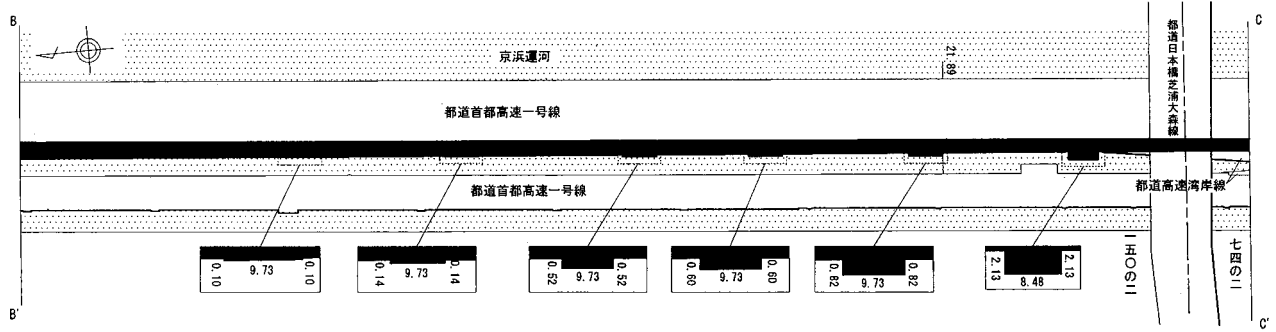
 都道

 一般国道

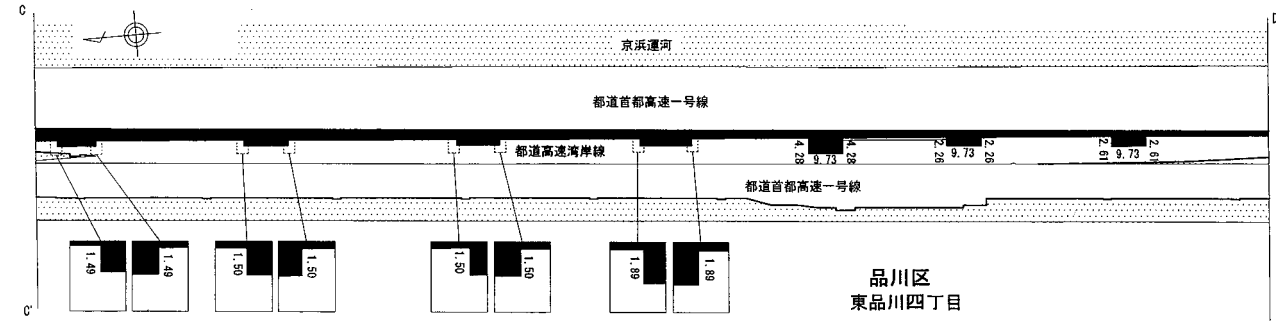
延長 一、七二九・四〇メートル

 面積 七、〇四二・四九平方メートル

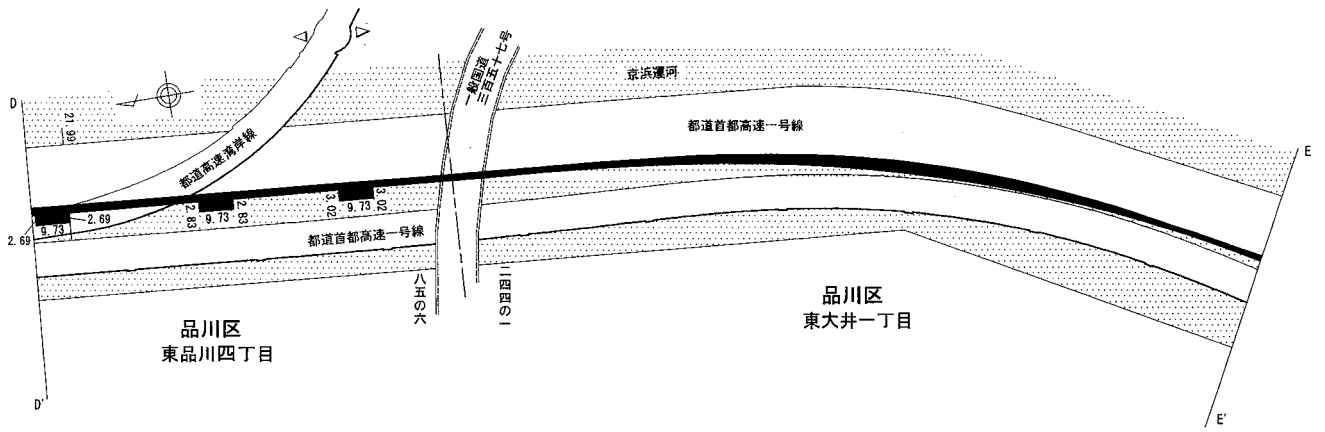




品川区
東品川三丁目

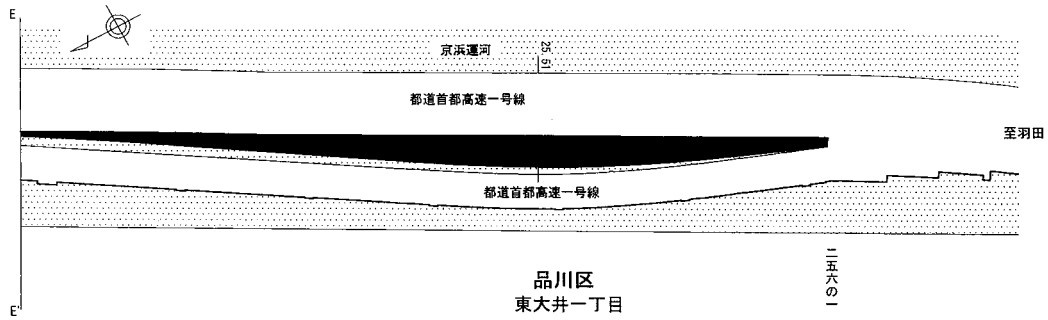


品川区
東品川四丁目



品川区
東品川四丁目

品川区
東大井一丁目



品川区
東大井一丁目

至羽田

二五六の二

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年六月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和二年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

南砂町ショッピングセンターSUNAMO

- 一 店舗名
- 二 店舗所在地
- 三 設置者名
- 四 設置者住所
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

称

- 八 変更前の小売業者の住所
愛知県稲沢市天池五反田町一番地(パレモ・ホールディングス株式会社)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十七番十三号名駅錦橋ビル六階(パレモ・ホールディングス株式会社)ほか
- 十 変更前の小売業者の代表者名
高橋 英朗(株式会社ウイゴ)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名
園田 恭輔(株式会社ウイゴ)ほか
- 十二 変更日
令和二年四月三日ほか
- 十三 届出日
令和二年五月十四日
- 十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間
令和二年六月十六日から同年十月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

地

- 八 変更後の店舗所在
立川市曙町二丁目二番二十二号
- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社ヤマダ電機
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社ヤマダ電機ほか一名
- 十一 変更日
平成二十八年十一月十二日ほか
- 十二 届出日
令和二年五月二十五日
- 十三 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十四 縦覧期間
令和二年六月十六日から同年十月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十五 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
立川タクロス
- 二 店舗所在地
立川市曙町二丁目二番二十二号
- 三 設置者名
株式会社ヤマダ電機ほか十二名
- 四 設置者住所
群馬県高崎市栄町一番一号ほか
- 五 変更前の店舗名
(仮称)立川駅北口西地区第一種市街地再開発ビル
- 六 変更後の店舗名
立川タクロス
- 七 変更前の店舗所在
立川市曙町二丁目五百番地ほか

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

